

公益社団法人横浜市民施設協会

倫 理 規 程

(組織の使命及び社会的責任)

第1条 公益社団法人横浜市民施設協会（以下、「法人」という。）は、公共施設の適正な管理及び地域の要望に応えられる自主活動を行うとともに、自治会・町内会の活性化支援や地域活動のコーディネートなどを通して、快適な地域社会の健全な発達に積極的に寄与する社団であることを自覚し、期待に相応しい運営、事業活動が展開できるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

(社会的信用の維持)

第2条 理事及び職員（以下「役職員」という。）は、公益社団法人の目的の達成に向け、常に公正かつ誠実に法人事業の運営に当たり、地域の抱える様々な課題に積極的に寄り添い、自律的な地域社会の重要性を尊重し、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(法令等の遵守)

第3条 役職員は、法人の定款、この倫理規程その他の法人規程並びに関連法令等を厳格に遵守し、社会的規範を尊重し、適正に事業を運営しなければならない。

(私的利益の禁止)

第4条 役職員は、快適な地域社会の発展に寄与することを目的に掲げる公益法人に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第5条 役職員は、その職務の執行に際し、法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他法人が定める所定の手続に従わなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第6条 法人は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、基金拠出者、会員、寄附者をはじめとして地域社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報保護)

第7条 法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(自己研鑽)

第8条 役職員は、公益団体である法人の事業活動の発展のため、絶えず能力向上に向けた自己研鑽に努めなければならない。

(規程遵守の確保)

第9条 法人は、この規程の遵守状況を監督し、必要があると認めるときは、理事会の決議に基づき特別委員会を設置し、その実効性を確保するよう務めなければならない。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。